◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第 58 号

1　掲載目　令和７年１月14日（号外政府調達第６号）

2　変更内容

東海国立大学機構に係る「入札公告」第58号―名古屋大学　120ページ３の⑷中、「令和７年３月３日17時00分」を「令和７年３月６日17時00分」に、５の⑺中、「17:00　3 March, 2025」を「17:00　6 March, 2025」に変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和７年２月 26 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　掲載目　令和６年12月17日（号外政府調達第236号）

2　変更内容

８ページ３段目　３⑹⑺及び９ページ１段目５⑻を以下のとおり訂正します。

⑹　電子調達システムによる入札書の受領期限、及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限　令和７年３月13日16時00分

⑺　開札の日時及び場所　令和７年３月14日11時00分　国土交通省近畿地方整備局入札室

5　Summary

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　13 March, 2025

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和７年２月 26 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　（修）建物建築設計2025―１―１

⑶　業務内容　本業務は、首都高速道路における管理用建物新築・解体の基本及び実施設計を行うものである。

＜業務内容＞

①　大井JCT高架下他補修基地新築基本・実施設計

②　大井北換気所道路附属施設新築基本・実施設計

③　大師JCT高架下道路附属施設新築基本・実施設計

④　大井交通管理基地解体基本・実施設計

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から530日間

⑸　その他

①　本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③　本業務は、BIM（Building Information Modeling）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的として実施するBIM対象業務である。

④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における令和５・６年度競争参加資格の「建築設計」の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、平成26年度以降に延床面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による新築の基本及び実施設計業務に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格

建築士法（昭和25年法律202号）による一級建築士

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士相当の国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ロ　業務実績

平成26年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：延床面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による新築の実施設計業務

類似業務：延床面積500㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による新築の基本又は実施設計業務

ハ　手持ち業務量

令和７年２月26日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和７年２月26日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない。）が契約金額で５億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

ａ）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

ｂ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ｃ）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者

ｄ）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸　参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術者資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量